

資料をよむ

戦時下の砂川村における軍事施設と村有墓地

近代部会編集委員 小島庸平

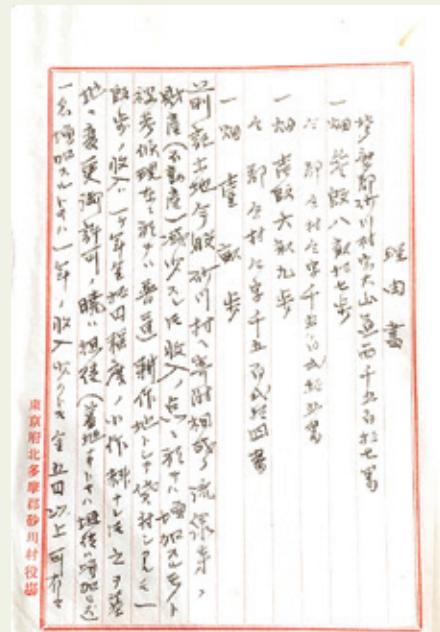
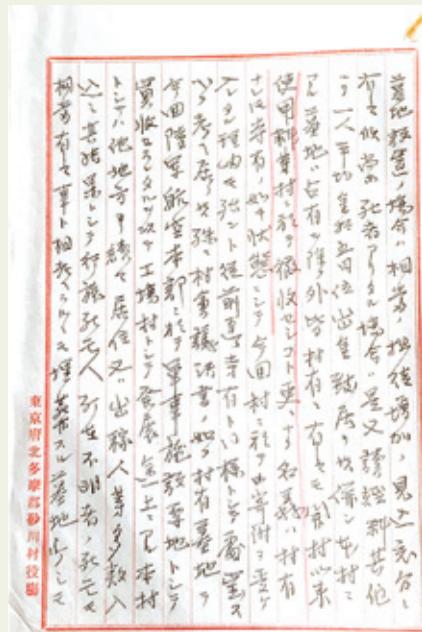
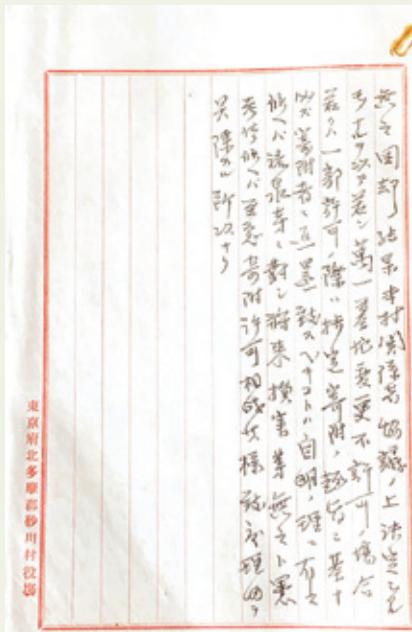
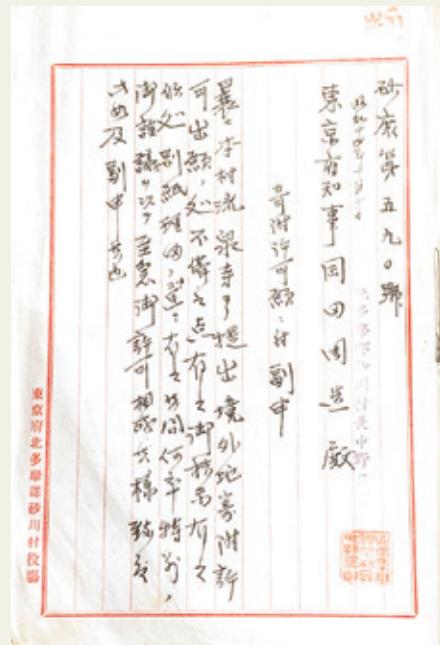
はじめに

近代日本の都市にとって、国の主要な施設の誘致は地域経済の発展を図る上で極めて重要でした。国家にとっての「拠点性」を獲得するために、各都市は誘致合戦を繰り広げていたのです（大石嘉一郎・金澤史男編著『近代日本都市史研究』日本経済評論社、2003年）。戦前の立川市域も例外ではありません。大正11年（1922）に立川飛行場という「拠点性」を獲得した立川村（町）と砂川村は、その後、急速な発展を遂げます。両町村を合わせた立川市域の人口は、大正9年の9,987人から昭和15年（1940）には4万1,070人へと急増しました（『国勢調査』各年）。

人口の増大は、様々な公共施設や社会的なインフラの整備を要求します。その一つが墓地でした。生活する人が増えれば、当然そこで亡くなる人も増えます。立川市域では、流入する人々に住居を供給するだけでなく、軍事施設や工場用地を提供することも求められており、一定の面積が必要な墓地の確保と空間的に相克する事態が生じていきました。今回の「資料をよむ」では、戦時下で激化していた土地利用をめぐる軍民間での競合関係の実態を、砂川村の村有墓地を例に紹介したいと思います。

高まる土地需要と墓地

昭和5年（1930）に生産拠点を立川に移した石川島飛行機は、昭和11年に「立川飛行機株式会社」に社名を変更し、同年から施設増強のため隣接地域および砂川村所在土地の買収に着手しました（立飛企業株式会社『第114期報告書』）。さらに、陸軍航空本部も基地拡張に乗り出し、着実に用地買収を進めています。昭和14年6月には、陸軍航空本部によって村有墓地3反5畝8歩（1,058坪）が買収されました（『請願書綴』旧立川市役所文書）。やや年次が遡りますが、昭和3年5月1日時点の墓地調査によると、砂川村内には個人墓地が258ヶ所2,260坪、村有墓地が8ヶ所2,900坪、その他1ヶ所800坪が存在したことがわかります（北多摩郡砂川村長島田角太郎「墓地調査ニ関スル件回答」、『昭和三年庶務書類綴』所収、旧砂川村役場文書）。単純に計算すれば、陸軍航空本部は砂川村内の墓地計5,960坪の約18%、村有墓地の実に3分の1以上を一挙に買収しようとしたのです。



【写真1】「寄附許可願二付副申」、「請願書綴」所収、旧立川市役所文書（立川市総務課移管分）立川市歴史民俗資料館蔵

陸軍航空本部の土地売却要求に対し、砂川村議会は「時局柄承諾スルヲ相当ト認メ」、これに応じましたが、「該土地ハ今後益々人口ノ増加ニ従ヒ必要欠ク可ラザル墓地」であるため、墓地の移転・新設を行うべく、東京府学務部衛生課から許可を得ようとします（昭和14年8月12日北多摩郡砂川村長中野丑太郎「墓地廃止並ニ変更願」、『請願書綴』所収、旧立川市役所文書、『新編立川市史 資料編 近代2』資料422）。しかし、直ちに許可は下りず、衛生課と村役場の間で幾度かのやりとりがなされました。以下に紹介する資料は、その過程で作成されたものです。

砂庶第五九〇号

昭和十四年十月十日 北多摩郡砂川村長中野丑太郎印

東京府知事 岡田周造殿

寄附許可願ニ付副申

曩ニ本村流泉寺ヨリ提出境外地寄附許可出願ノ処、不備之点有之御指示有之候処、別紙理由ノ通ニ有之候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ至急御許可相成候様致度、此如及副申候也

理由書

北多摩郡砂川村字大山道西千五百十七番〔千五百四十七番カ〕

一、畠 三反八畝十七歩

同郡同村同字千五百二十五番

一、畠 一反六畝九歩

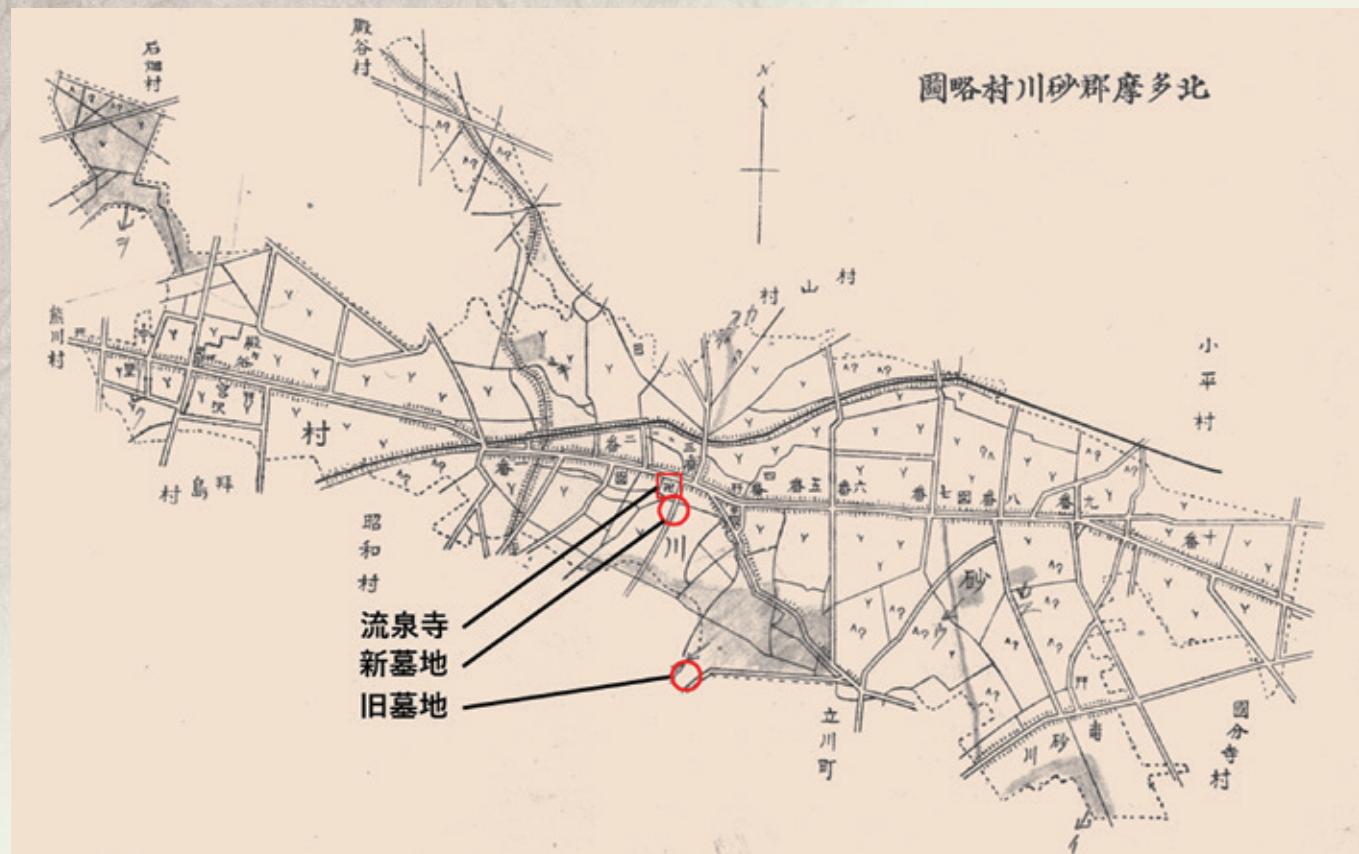
同郡同村同字千五百二十四番

一、畠 一畝歩

前記土地今般砂川村へ寄附相成り流泉寺ノ財産（不動産）減少スレドモ収入ノ点ニ於テハ増加スルモノト被考候、現在ニ於テハ普通耕作地トシテ貸付シアルモ一反ノ収入ハ一ヶ年金十円程度ノ小作料ナレドモ、之ヲ墓地ニ変更御許可ノ曉ハ檀徒（墓地ナキトキハ檀徒ハ増加セズ）一名増加スルトキハ一年ノ収入少クトモ金五円以上可有之、墓地設置ノ場合ハ相当ノ檀徒増加ノ見込充分ニ有之候、尚ホ死者アリタル場合ハ是又読経料其他ニテ一人平均十五円位出金致居リ候、併シ本村ニアル墓地ハ占有ヲ除ク外皆村有ニ有之モ開村以来使用料等村ニ於テ徵収セシコト更ニナク、名義ハ村有ナレドモ寺有ノ如キ状態ニシテ、今回村ニ於テ寄附ヲ受ケ入レタル理由モ殆ント從前通り寺有ト同種トシテ所望スペク考ヘ居リ候、殊ニ村會議決書ノ如ク村有墓地ヲ今回陸軍航空本部ニ於テ軍事施設要地トシテ買収セラレタルヲ以テ、工場村トシテ發展途上ニアル本村トシテハ他地方ヨリ続々居住又ハ出稼人等多数入込み、其結果トシテ行旅死亡人所在不明者ノ死亡モ相当有之事ト相考ヘラル、モ埋葬スル墓地少シモ無之困却ノ結果、本村関係者協議ノ上決定シアルモノナルヲ以テ、若シ万一墓地変更不許可ノ場合若クハ一部許可ノ際ハ指定寄附ノ趣旨ニ基キ、必ズ寄附者ニ返還致スペキコトハ自明ノ理ニ有之候ヘバ流泉寺ニ対シ将来損害等無之ト愚考仕リ候ヘバ、至急寄附許可相成候様致度理由ヲ具陳スル所以ナリ

（昭和14年10月10日「寄附許可願ニ付副申」、『請願書綴』所収、旧立川市役所文書、『新編立川市史 資料編 近代2』資料424）

この資料が興味深いのは、墓地移設に伴って流泉寺に経済的な損害がないことを強調している点です。冒頭で、流泉寺から提出された書類に「不備」があったとされていますが、その具体的な内容はわかりません。東京府としては、3反5畝8歩（1,058坪）の旧墓地に対し、流泉寺が3筆計5反5畝26歩（1,676坪）もの所有地を村有墓地として寄附する合理的な理由が見いだせず、何らかの恣意や不正が潜んでいることを危ぶんだのかもしれません。この資料によると、新墓地として村に寄附された3筆の畠地は、流泉寺が地主として小作に出していましたが、その収入は1反歩につき年10円程度しかありませんでした。これに対し、寄附した村有墓地で檀家が増えれば、一人当たり年5円の収入が見込め、死者が出た場合には読経料等として15円の収入があると見込まれています。

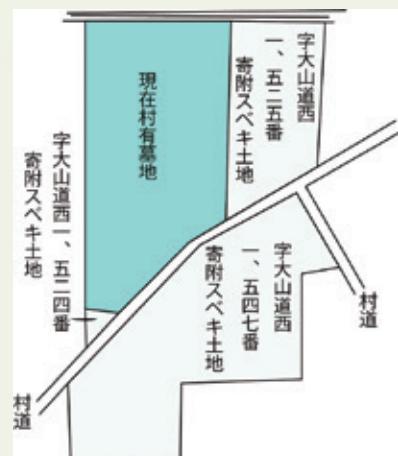


【写真2】旧墓地と新墓地の位置関係 「砂川村略図」を加工 旧砂川村役場文書、立川市歴史民俗資料館蔵

写真2、3は、旧墓地と新墓地の位置関係を示したものです。旧墓地は立川町との境界にあり、村外れと言ってよい場所にありました。ここが陸軍航空本部によって買収され、現在は昭和記念公園の一部に入っています。この旧墓地に埋葬されていた亡骸は、墓地設置以来約80体で、昭和14年時点では「施主ナキモノ殆ント全部」とされていました（昭和14年12月25日東京府学務部衛生課宛報告、『請願書綴』所収）。菩提を弔われることのない無縁仏に近い人々が葬られていたと推測されます。

一方、新墓地は流泉寺にほど近く、薄い青色で塗られた既存墓地にも隣接していました。この土地を村有墓地として寄附しても、その利用者はほとんどが流泉寺の檀家になるものと考えられます。したがって、流泉寺が財産を手放すことには一定の合理性がありました。この説明に納得したためか、東京府は昭和15年2月13日に流泉寺の寄附と村有墓地の新設を許可し、流泉寺は寄附の代償として村有墓地の使用権を譲渡されています（昭和16年2月27日「墓地使用権譲渡契約証書」、『請願書綴』所収、『新編立川市史 資料編 近代2』資料506）。

なお、この資料でもう一点興味深いのは、「工場村トシテ發展途上ニアル本村トシテハ他地方ヨリ続々居住又ハ出稼人等多数入込み、其結果トシテ行旅死亡人所在不明者ノ死亡モ相当有之事ト相考ヘラル、モ埋葬スル墓地少シモ無之困却」と述べられている部分です。軍需に支えられて急速な発展を遂げていた立川市域には、多くの人口が流入しており、中には「行旅死亡人」として行き倒れになる人々の存在が予想されていました。この時期の市域発展を最も基底的な部分で支えた人々の存在が、墓地の移転・新設を促した大きな要因でした。



【写真3】新墓地の位置
『請願書綴』に添付された図より作成

おわりに

先程も紹介した「墓地使用権譲渡契約証書」によると、昭和15年（1940）2月に許可された新墓地では、「無籍者所在不明者其他規定ノ使用料ヲ償ヒ得サルモノ、為右墓地ノ内百坪ヲ存置」し、その上で残余の部分を流泉寺が利用するものとされました。この墓地は、現在も流泉寺に隣接する形で残されています。普段、何気なく眺めている景観の中にも、立川市域が経験した大きな歴史の変化の痕跡が刻まれています。